（市町村たばこ税に関する経過措置）

3　改正法附則第二十六条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十三年十一月一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十六条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十八号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の一部の施行に伴い、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第一条第二項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八十八条第一項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（一般国道の改築等に関する国の負担等の割合の特例）」に改め、同条第三項中「の改築で」を「の改築（その財政力が国土交通省令で定める基準に満たない地方公共団体が行うものに限る。）で次の各号のいずれかに該当するもののうち」に改め、「、次に掲げるもの（第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の改築

二　中心都市等連絡道路（地域社会の中心となる都市（以下この号及び次条第二項第一号において「中心都市」という。）と、その周辺の地域の市町村（以下この号及び同項第一号において「周辺市町村」という。）又は当該中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路をいう。同号において同じ。）、中心都市等循環道路（中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路をいう。同号において同じ。）その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する一般国道の改築

三　前二号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築

第一条に次の一項を加える。

5　一般国道の修繕（国土交通大臣が行うものを除く。）で次の各号のいずれかに該当するものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

一　第一項又は第三項第二号の規定による国土交通大臣の指定を受けた一般国道の修繕

二　前号に規定する一般国道以外の一般国道の修繕で第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの

三　第一号に規定する一般国道以外の一般国道を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該一般国道の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの修繕（前号に該当するものを除く。）

第二条の見出しを「（都府県道等の改築に関する国の補助の割合の特例）」に改め、同条第一項中「前条第二項第一号及び第二号」を「前条第二項各号」に、「に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たす」を「のいずれにも適合する」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる道路」を「都府県道等の改築で次の各号」に、「都府県道等の改築で」を「もののうち」に、「十分の五・五」を「都府県道にあつては十分の五・五以内、市町村道にあつては十分の七」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　中心都市等連絡道路、中心都市等循環道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定する都府県道等の改築

第二条第二項第二号中「に規定する道路」を「の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道等の改築」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に規定する都府県道等以外の都府県道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該都府県道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの改築

第三条の見出しを「（土地区画整理事業に係る道路の改築に関する国の負担等の割合の特例）」に改め、同条第一項第二号中「第一条第二項第一号及び第二号」を「第一条第二項各号」に、「に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たす」を「のいずれにも適合する」に改め、同条第二項第一号中「前条第二項各号に掲げる道路のいずれかに該当する」を「前条第二項第一号又は半島振興法第十条の規定による国土交通大臣の指定を受けた」に改め、同項第二号中「第一条第二項第一号及び第二号」を「第一条第二項各号」に、「に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たす」を「のいずれにも適合する」に改める。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次に掲げる」を削り、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たす」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「十分の五・五」を「二分の一」に改め、同項各号を次のように改める。

一　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号又は道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の二の三第一項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道等の修繕

二　前号に規定する都道府県道等以外の都道府県道等のうち次に掲げるものの修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するもの

イ　道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

ロ　イに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等

三　第一号に規定する都道府県道等以外の都道府県道等を構成する橋、トンネルその他の施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により当該都道府県道等の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるものの修繕（前号に該当するものを除く。）

第一条第二項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改める。